

感対第 668 号
令和 5 (2023) 年 2 月 7 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）

本県の新規感染者数は減少傾向が継続し、第 8 波のピークに比べ 3 分の 1 以下となっています。病床使用率についても減少傾向が継続し、40% 台前半で推移しており、第 8 波のピークに比べ 30% 以上減少しています。

また、救急搬送困難事案件数は高い水準にあるものの減少傾向にあり、医療従事者の欠勤状況も改善するなど、コロナに係る入院医療提供体制の危機的状況は脱しつつあることから、本日をもって医療危機警報を終了することといたしました。

一方、警戒度レベルに関し、病床使用率や新規感染者数がレベル 2 の水準にとどまっていることや、季節性インフルエンザが全国では注意報レベルとなるとともに、本県でも増加傾向が継続しており、引き続き同時流行の状況等を注視する必要があること等を総合的に勘案し、警戒度レベルは 2 を維持することとし、基本的な感染対策の徹底や救急外来の適正利用等について県民・事業者呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983 〕

- ✓ 新規感染者数の減少傾向の継続（人口10万人あたり1週間の第8波のピーク946.8人(12/19)→直近ではその3分の1以下）
- ✓ 病床使用率の減少傾向の継続（第8波ピーク74.3%(1/6)→1/26以降50%を下回る状態が継続）
- ✓ 救急搬送困難事案件数は高い水準にあるものの減少傾向が見られる(第8波ピーク219件/週(1/9週)→148件/週(1/23週))
- ✓ 医療従事者の欠勤状況の改善(第8波ピーク401人(12/26)→145人(1/26))

コロナ医療に係る入院医療提供体制の危機的状況は脱しつつある

本日(2/7)をもって「医療危機警報」を終了する

- 冬季の救急医療の需要増により、三次救急を中心に今後も一定の医療負荷がかかることが懸念されることから、コロナ医療と通常医療の両立を図るため、引き続き、より多くの入院医療機関等においてコロナ医療に対応いただくよう協力を要請する

- ✓ 病床使用率や新規感染者数がレベル2の水準にとどまっている
- ✓ 季節性インフルエンザが微増しており、同時流行の状況等を注視する必要

警戒度レベル2は維持

基本的な感染対策の徹底や救急外来等の適正利用等について県民・事業者呼びかけ

【区域】 栃木県全域

【期間】 令和5(2023)年2月8日(水)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策を徹底する。

基本的な感染対策：「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等

- 都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
- 感染に不安のある場合には、無料検査を活用する。
- 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
- 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
- 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
 - 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止・入場者のマスク着用等の周知
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

● イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」又は「感染防止安全計画」を作成すること。
 - ・ **チェックリスト**：イベント主催者等が作成・HP等で公表する。（イベント終了日より1年間保管すること。）
 - ・ **感染防止安全計画**：イベント主催者等は作成の上、県所管課による確認を受け、HP等で公表。イベント終了後、結果報告書を提出。

【イベント開催にあたり必要な対応】

	チェックリストにより開催可能	感染防止安全計画により開催可能
収容定員あり	5,000人以下 又は 収容定員の50%以下	5,000人超 かつ 収容定員の50%超100%まで
収容定員なし	5,000人以下	5,000人超

※R5.1.28以降、大声の有無によるイベントの人数制限は廃止